

資料 1 オスプレイの暫定配備報道に関する経緯

3 月 26 日（月）産経新聞朝刊

「防衛省は 25 日、陸上自衛隊に今秋までに納入される垂直離着陸輸送機オスプレイ 5 機を木更津駐屯地に暫定配備する方向で調整に入った。現行計画の配備先である佐賀空港の施設整備が難航しているため、近く地元自治体との交渉に入る。ただ、南西諸島から遠い木更津への配備は、有事への対処が遅れる懸念も指摘されている」

3 月 26 日（月）フジサンケイグループのフジテレビが夕方のニュースで報道

3 月 27 日（火）読売新聞・朝日新聞等の朝刊でも記事になる

3 月 27 日（火）小野寺五典防衛大臣の閣議後の記者会見

「木更津駐屯地への暫定配備が決まった事実はない」

3 月 27 日（火）渡辺市長の定例記者会見

「定期機体整備もしっかりした運用段階になっていない中、（暫定配備先を）急に絞ったという報道があったことは大変、遺憾で不快に感じている」

3 月 28 日（水）森田千葉県知事の記者会見

「県は何も話を聴いていないし、報道については遺憾である」

資料2 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(再編関連特定防衛施設の指定)

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- 二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。)を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

附 則

(施行期日)

第二条 この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。